

平成30年8月21日

お知らせ

～ 外貨両替をされるお客さまへ ～

外貨両替上限金額に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申しあげます。

当行では、平成30年9月3日（月）から、外貨両替のお取引について、上限金額を以下のとおり定めさせていただくことといたしましたので、お知らせいたします。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

《 1取引あたりの上限金額（平成30年9月3日（月）から） 》

※ 日本円から外貨へのご両替 → 30万円相当額まで

※ 外貨から日本円へのご両替 → 10万円相当額まで

外貨両替のお取引にあたっては、法令等に基づく確認のため、下記書類のご提示をお願いする場合がございます。

（ご用意いただいた書類の写しをいただく場合もございます。）

また書類をご用意いただいた場合においても、ご両替の目的等によってはお断りすることがございます旨、あらかじめご了承ください。

◇ 本人確認書類（提示日において有効なもの）

（例）運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード等

◇ ご両替の目的を確認できる書類

（例）旅行日程表、入学許可書、商取引の内容が確認できる書類等

以 上